

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課(室) 県土づくり本部農山漁村課

法令名	公有水面埋立法	法令の番号	大正10年法律第57号
許認可等の種類	埋立権の譲渡の許可	根拠条項	第16条第1項
審査基準	1. 「公有水面の埋立ての適正化について」(昭和40年9月1日港管第2021号、建設省河発第341号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達)の記の1及び記の3による。		
	受付機関 農林事務所 土木事務所	処理機関 農山漁村課	交付機関 農林事務所 土木事務所
		標準処理期間	30日
		標準経由期間	10日
		目次	NO